

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号 (営業時間の制限から除外される飲食店営業を営む者)</p> <p>第59条 条例第63条第1項に規定する規則で定める者は、次に掲げる飲食店営業を営む者とする。</p> <p>(1) 移動式店舗で移動しながら営む飲食店営業</p> <p>(2) 事業所において、その事業活動に従事する者に利用させるために営む飲食店営業</p> <p>(3) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する<u>旅館・ホテル営業及び</u>同条第3項に規定する簡易宿所営業に供する施設内において、その宿泊客のために営む飲食店営業</p> <p>(4) 前3号に掲げる飲食店営業のほか、元日の<u>初詣</u>又は地域の慣習となっている行事が行われる場合の当該<u>初詣</u>又は行事が行われる地域において、当該<u>初詣</u>又は行事が行われる時間又は期間中に限り営む飲食店営業</p>	<p>○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 平成12年12月1日規則第128号 (営業時間の制限から除外される飲食店営業を営む者)</p> <p>第59条 条例第63条第1項に規定する規則で定める者は、次に掲げる飲食店営業を営む者とする。</p> <p>(1) 移動式店舗で移動しながら営む飲食店営業</p> <p>(2) 事業所において、その事業活動に従事する者に利用させるために営む飲食店営業</p> <p>(3) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する<u>ホテル営業、</u>同条第3項に規定する<u>旅館営業及び同条第4項に規定する</u>簡易宿所営業に供する施設内において、その宿泊客のために営む飲食店営業</p> <p>(4) 前3号に掲げる飲食店営業のほか、元日の<u>初もうで</u>又は地域の慣習となっている行事が行われる場合の当該<u>初もうで</u>又は行事が行われる地域において、当該<u>初もうで</u>又は行事が行われる時間又は期間中に限り営む飲食店営業</p>